

て御靴に改められ、帳中に出御なる。内侍二人劔璽を持ち、御前御後に供奉す。關白又は藏人頭御裾を取る。職事御笏式の箱を持ち供奉す。殿上人七人ばかり脂燭をさし、御さきに行く也。是よりさき左大臣内辨の事を勤むる例なり。若障りあり不參なれば、次の人に内辨の事を仰す。内辨外任奏をめし、職事を以て朝餉にて奏せしむ。夫より南殿に出御なる定る例也。次に外辨の公卿をめさしむ。公卿昇殿し御前の床子に著く。内膳司御厨子所御膳を供す。公卿にも給ふ。是は大膳職の設くる所也。次三節の御酒を供す。三獻終りて立樂あり。内辨宣命を奏して下殿す。宣命使みことのりを宣ぶ。群臣再拜の後祿を給ふ。事をはりて入御なりぬ。近代元日は多く出御なし。白馬踏歌などは、一獻終り、或は三獻の後入御なる定れる様なし。桓武の朝は紫宸殿にて宴會を行はる。弘仁式に、節會は豊樂殿の定めなれども、多く紫宸殿にて行はれし。應仁亂後中絶し。二十年あまりをへて、延徳二年に元日節會ばかり再興ありしも、用途ともしくて年々行はれ難く。延徳より九十年許をへて、天正の末つ方より年々行はる。事になれり。

〔日本書紀三十一〕四年正月庚辰日三宴公卿於内裏

〔公事根源正月〕元日節會○中抑此節會は○中持統天皇四年正月に、公卿を内裏にめして、とよのあかりするとあり。○中神武天皇の御宇にも、群臣をつどへて酒を給し事は、日本紀に見えた。是などをも事の發りとは申べき歟。

○按ズルニ、神武天皇ノ酒ヲ群臣ニ賜ヒシ事ハ、日本書紀ニ、乙卯年八月乙未、弟猾大設牛酒以勞饗皇師焉。天皇以其酒宍班賜軍卒、乃爲御謠曰。○中是謂來目歌。今樂府奏此歌者、猶有手量大小、及音聲巨細、此古之遺式也。トアルニ據レリ。然レドモ是ヲ以テ元日節會ノ初見トハ云フベカラズ。

〔續日本紀七元正〕靈龜二年正月戊寅朔、廢朝、雨也。宴五位已上於朝堂。